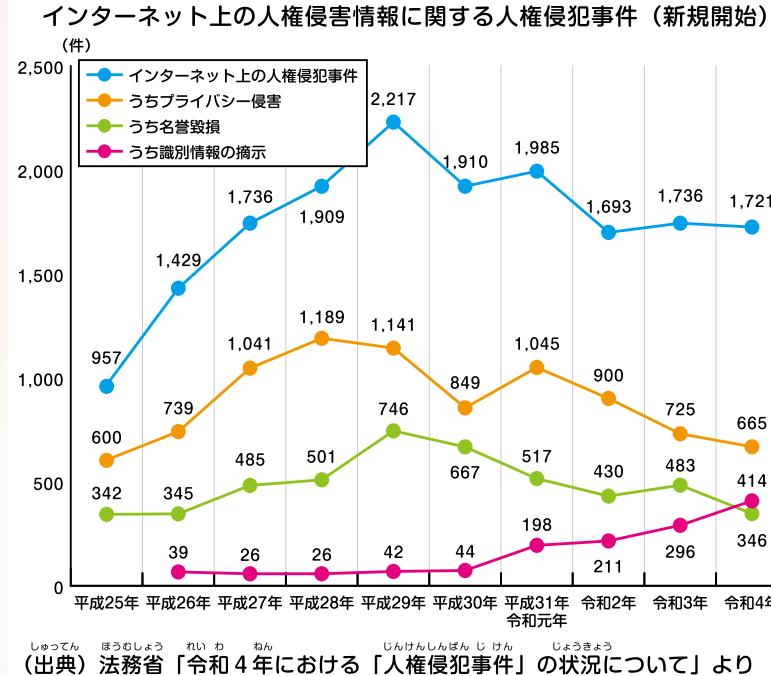


差別されない権利

インターネット上の部落差別



インターネットの普及により、私たちの生活は大変便利になりました。その一方で、インターネットの匿名性、不特定多数に情報を伝えることができる特性を悪用したプライバシーの侵害や名誉毀損、差別的な書き込みが多数発生しています。

上のグラフは、そのような人権侵犯事件の状況を表しています。その件数は増減はあるものの、現在も数多く起っています。特に、インターネット上で同和地区であること、またはあったとする情報を公開する「識別情報の摘示」の件数は、年々増加しています。

2020（令和2）年法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る報告書」によると、「インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られる」とことが明らかとなっています。

このような差別意識が現存する社会において、インターネットを使い、個人名、住所名をさらすことは、プライバシーの侵害はもとより、差別を誘発、助長するもので、決して許されない行為です。

的で保護された権利として認めました。

差別におびやかされることなく、安心して生きることは、個人の尊重や法の下の平等を定めた憲法の趣旨に照らせば、当然の権利です。

ストップ！インターネットを悪用した部落差別

インターネット上の部落差別の解決は、私たち一人ひとりがどう行動するかにかかっています。

まずは同和問題について正しく知り、情報の真偽を見極め、誤った情報に流されないことが大切です。特にインターネット上では、無知、無理解、無関心が今ある差別を放置し、結果的に差別を助長、拡大することにつながります。

インターネットにおける部落差別に力を貸すようなら、絶対にせず、なくす側に立ちましょ。

◇ 差別投稿を発見したら、違反通報を行ったり、掲示板の管理運営会社などに書き込みの削除を求めたりしましょう。

◇ 削除依頼ができない場合は、市役所（人権政策・男女共同参画課、教育政策課）に連絡しましょう。

■ 2023（令和5）年東京高裁一審判決

- 公開禁止と出版を差し止めるリストについて、現住所や過去の住所等を含むとし、その範囲を広げた。
- 「差別されない権利」を法的に保護された権利として認める。

■ 2021（令和3）年東京地裁一審判決

- 現住所や本籍地の公開はプライバシーの侵害にあたる。
- リストの公開禁止と出版差し止め、損害賠償を命じる。

■ 2016（平成28）年出版社代表の男性 [5]

〔被差別部落出身者〕

出版社代表らを相手取り、リストのネット上で公開禁止と出版差し止めを求める訴訟を起こす。

そのような中、2023（令和5）年6月28日、東京高裁判において画期的な判決が下されました。

土田裁判長は、「人は誰しも差別を受けることなく、尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る人格的な利益を有する」と指摘し、原告側が主張してきた「差別されない権利」を法